

教育支援資料

～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～

平成25年10月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



X 注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害とは、おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態である。

1 注意欠陥多動性障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

注意欠陥多動性障害のある子供については、幼少期より気が散りやすく、じっとしていることができない傾向がある。また、忘れ物や紛失物が多い。そのため、周囲の大人から行動を強く規制されたり、叱責を受けたりする場面が増える可能性が高い。

もちろん危険な行為は制止する必要があるが、こういったことの繰り返しにより、自己肯定感が低下し、「自分はどうせ、何をやっても叱られる」「やりたいことは大人に禁止されてばかりだ」といった無力感に陥ってしまう危険性が高い。

注意欠陥多動性障害のある子供の気になる行動は、この障害の特性によるものだということにできるだけ早期に気付き、本人の自己肯定感が低下することのないような対応をすることが重要である。

そのためには、叱責するよりも望ましい行動を具体的に示したり、行動の良い面を積極的に探して褒めたりすることが効果的である。

(2) 障害の理解に関する保護者等への支援の重要性

注意欠陥多動性障害のある子供に対しては、通常の学級において、必要に応じて適切な配慮をしつつ指導することが基本である。しかし、子供によっては、通級による指導を行うことが効果的であることから、就学に関する相談を進める上では、必要に応じて専門家の見解を伝えながら、保護者に対して通級による指導の意義・目的や通常の学級での学習との関係等について十分な説明を行い、その必要性について理解を得るように努めることが重要である。

保護者の中には、子供に障害があることに気付いていない場合や、気付いていても受け入れられない場合がある。そのような場合は、いきなり障害名を告げるのではなく、子供の困難について、具体的な支援の方法を伝える等を通して、保護者が障害を受け入れられるように説明をしていくことが大切である。

また、通級による指導における指導内容・方法、指導計画を保護者に提示することや、保護者がいわゆる通級指導教室を訪問して参観したり、担当者から説明を受けたりすることなどにより、保護者の理解と協力を得るように努めることが大切である。

2 注意欠陥多動性障害のある子供に必要な指導内容

注意欠陥多動性障害の主な特性に即した指導方法として、例えば次のようなものが考えられる。

(1) 不注意な間違いを減らすための指導

不注意な間違いが多い場合には、他の情報に影響を受けやすいのか、視線を元の位置に戻し固定できないなど視覚的な認知に困難があるのか、僅かな情報で拙速に判断してしまうのかなどの要因を明らかにした上で、幾つかの情報の中から、必要なものに注目する指導や、どのような作業でも終わったら必ず確認することを習慣付けるなどの指導を行う。

(2) 注意を集中し続けるための指導

一つのことに注意を集中することが難しい場合には、どのくらいの時間で注意の集中が難しくなるのか、教科や活動による違いはあるのかなど、困難の状況や要因を明らかにした上で、一つの課題を幾つかの段階に分割したりして、視覚的に課題の見通しを確認できるようにすることや、窓側を避け、黒板に近い席に座らせるなどの集中しやすい学習環境を整えるよう配慮するなどの工夫をする。

(3) 指示に従って、課題や活動をやり遂げるための指導

指示に従えず、また、課題や活動を最後までやり遂げられない場合には、指示の具体的な内容が理解できていないのか、課題や活動の取組の仕方が分からぬのか、集中できる時間が短いのかなど、その要因を明らかにした上で、指示の内容を分かりやすくする工夫を行い、分からぬときには助けを求める指導致する。課題の内容や活動の量の工夫も行うように努め、最後までやり遂げることを指導する。

(4) 忘れ物を減らすための指導

忘れ物が多かったり、日々の活動で忘れっぽい場合には、興味のあるものとないものなど事柄により違いがあるのか、日常的に行うものとそうでないもので注意の選択に偏りがあるのかなど、その実態を把握した上で、その子供に合ったメモの仕方を学ばせ、忘れやすいものを所定の場所に入れることを指導するなど、家庭と連携しながら決まりごとを理解させ、その決まりごとを徹底することにより、定着を図る。

(5) 順番を待つたり、最後までよく話を聞いたりするための指導

順番を待つことが難しかったり、他の人がしていることをさえぎったりしてしまう場合には、決まりごとは理解しているのか、理解しているのに行動や欲求のコントロールができないのかなど、その要因を明らかにした上で、決まりごとの内容と意義を理解させ、その徹底を図る指導を行う。その際、例えば、ロールプレイを取り入れ、相手の気持ちを考えることや、何かやりたいときに手を挙げたり、カードを指示させたりするなどの工夫をする。

(6) 各教科の補充指導

子供の状態等に応じ、注意欠陥多動性障害の状態の改善・克服を図る特別の指導のほか、各教科の補充的な学習をすることも効果的である場合がある。これは、障害のない子供に対して一般的に行われる個別指導での「発展的な学習」や「補充的な学習」とは異なり、注意欠陥多動性障害が原因となって各教科の学習につまずきがみられる場合に、各教科の補充指導を行うものである。

(7) その他の指導

注意欠陥多動性障害に起因する社会的活動や学校生活を営む上での困難は、それ自体にとどまらず、場合によっては、それらが複合化されて他の様々な困難へ結び付くことがある。例えば、多動性・衝動性により、順番を待つなどの社会的なルールが分かっていてもそのとおりに行動できなかったり、思ったことをそのまま発言してしまったりすることによって、ソーシャルスキルの習得、コミュニケーション能力の発揮や対人関係の形成等における困難となって現れる場合があり、これらに対応することも重要である。例えば、相手の行為に対して怒りの感情が生じたときに、自分の気持ちを適切に伝えたり、その感情を抑制したりするための方法を教え、練習しておくことは、対人関係を良好に保つ上で効果的である。

また、注意欠陥多動性障害により、自己評価の低下がみられる場合等においては、注意欠陥多動性障害の理解や、それに伴う自己認知や自己有能感の向上という視点も大切である。これらの内容を取り出して特別に指導することや、様々な指導の中で配慮することなど、子供の実態に応じて工夫することが必要である。

3 注意欠陥多動性障害のある子供の教育の場と提供可能な教育機能

(1) 通級による指導

通級による指導（注意欠陥多動性障害）の対象については、以下のとおりである。

年齢又は発達に不釣合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知）

① 通級による指導（注意欠陥多動性障害）の対象等

注意欠陥多動性障害のある子供は、通常の学級における学習に参加できるものの、個々の子供の障害の状態に応じた配慮が必要な場合や、いわゆる通級指導教室などの特別の場において個々の障害の状態に応じた特別の指導が必要になる場合がある。

注意欠陥多動性障害のある子供のうち、通常の学級における適切な配慮や指導方法の工夫のみでは、その障害の状態の改善・克服が困難であり、その障害の状態に応じて一部特別な指導が必要であると判断される場合に、通級による指導の対象と

なる。

通級による指導の対象となるか否かの判断に当たっては、各学校又は各地域における支援体制の活用を図り、各学校に設置されている校内委員会による判断や意見に加え、教育委員会に設置されている専門家チームによる判断や意見を参考にすることが重要である。

一般に、就学に関する相談は入学時や学年始めに集中するが、注意欠陥多動性障害のある子供の場合は、学期の途中で特別な支援の必要性が生じることもある。したがって、校内委員会においては、日ごろから気になる子供の実態を把握したり、注意欠陥多動性障害のある子供等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞いたりして、通級による指導の対象とすることや、通常の学級における適切な配慮や指導上の工夫を講ずるなどの対応が行えるようにすることが大切である。

② 指導内容

ア 注意欠陥多動性障害のある子供に対する通級による指導

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心に行なながら、注意欠陥多動性障害の特性や、子供一人一人の個別の教育的ニーズに十分配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導とグループ別指導を適切に組み合わせて行なうことが求められる。加えて、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の補充指導について、それらを適切に組み合わせて行なうことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、注意欠陥多動性障害のある子供については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。

イ 個別の指導計画の作成

注意欠陥多動性障害のある子供に対しては、個別の指導計画を作成することが望ましい。特に、通級による指導を受ける子供については、個別の指導計画作成の際に、通常の学級における配慮事項も記述しておく必要があろう。

また、対象となる子供に対して、個別の教育支援計画が作成されている場合には、そこに記されている内容にも十分配慮して、個別の指導計画を作成することが大切である。

(2) 通常の学級における指導

通常の学級においては、注意欠陥多動性障害のある子供について、適切な配慮の下に指導が行われる必要がある。指導を担当する教員は、注意欠陥多動性障害のある子供の実態の把握に努め、通級による指導における指導方法等を参考にするとともに、チームティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を行うことも重要である。

注意の困難に対して、余分な刺激を減らすことができるよう、黒板の周囲の掲

示物を減らしたり、座席の位置を前方にしたりするなどの工夫が行われている。また、集中できる時間を考慮して、短い時間で活動を区切って、メリハリをつけることも考えられる。

4 注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮の観点

注意欠陥多動性障害のある子供の教育に当たっては、どのような場で教育をするにしても次のような観点の配慮を検討する必要がある。

① 教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別 の方法で補ったりするための指導を行う。(自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用 等)

①-1-2 学習内容の変更・調整

注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(学習内容を分割して適切な量にする 等)

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。(掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等)

①-2-2 学習機会や体験の確保

好きなものと関連付けるなど興味・関心がもてるよう学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。

(十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認められるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保 等)

② 支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②-2 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生ま

れつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。(項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等)

③ 施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。(余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置 等)

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

5 注意欠陥多動性障害の理解と障害の状態の把握

(1) 注意欠陥多動性障害について

① 注意欠陥多動性障害の概要

注意欠陥多動性障害(A D H D : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子供においても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

② 注意欠陥多動性障害の具体的な状態像

注意欠陥多動性障害とは、典型的には、年齢あるいは発達に不釣合いな程度において、以下のような不注意、又は衝動性・多動性の状態を継続して示し、それらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を指す。

ア 不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

イ 衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。

ウ 多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

③ 注意欠陥多動性障害の特性

ア 見逃されやすい障害であること

注意欠陥多動性障害は、障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、注意欠陥多動性障害のない子供においても、不注意、又は衝動性・多動性の状態を示すことがあることから、注意欠陥多動性障害のある子供は、「故意に活動や課題に取り組むことを怠けている」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまい、障害の存在が見逃されやすい。まずは、これらの行動が障害に起因しており、その特性に応じた指導及び支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的である場合が多いことから、低学年の段階で学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。

なお、平成24年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小・中学校の通常の学級に6.5%程度在籍している。

イ 他の障害との重複がある場合が多いこと

注意欠陥多動性障害は、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されており、学習障害や自閉症を併せ有する場合があり、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子供に応じた対応が必要である。

ウ 他の事項への波及

ソーシャルスキルの習得、対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合がある。さらに反抗挑戦性障害や行為障害などを併存することがあり、その場合には専門機関との連携を密に図る必要がある。

(2) 障害の状態の把握

注意欠陥多動性障害の状態の把握に当たっては、以下の点に留意しつつ、保健、福祉などの関係諸機関、専門家チーム、巡回相談等の各地域における支援体制や、校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の各学校における支援体制に蓄積されている知見を活用することが重要である。

① 不注意、衝動性及び多動性の評価

ア 「不注意」「衝動性」「多動性」に関する以下の設問に該当する項目が多く、その状態が少なくとも6か月以上続いていること

○不注意であること

- ・学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかつたり、不注意な間違いをしたりする。
- ・課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい。
- ・面と向かって話しかけられているのに、聞いていないように見える。
- ・指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げられない。
- ・学習などの課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
- ・気持ちを集中して努力し続けなければならない課題を避ける。
- ・学習や活動に必要な物をなくしてしまう。
- ・気が散りやすい。
- ・日々の活動で忘れっぽい。

○衝動性があること

- ・質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう。
- ・順番を待つのが難しい。
- ・他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする。

○多動性があること

- ・手足をそわそわ動かしたり、着席していてももじもじしたりする。
- ・授業中や座っているべきときに席を離れてしまう。
- ・きちんとしないなければならないときに、過度に走り回ったりよじ登ったりする。
- ・遊びや余暇活動におとなしく参加することが難しい。
- ・じっとしていない。又は何かに駆り立てられるように活動する。
- ・過度にしゃべる。

イ 「不注意」「衝動性」「多動性」のうちの一つ又は複数が7歳以前に現れ、社会生活や学校生活を営む上で支障があること

ウ 著しい不適応が学校や家庭などの複数の場面で認められること

エ 知的障害(軽度を除く)や自閉症等が認められないこと

② 医学的な評価

注意欠陥多動性障害かどうかの判断に当たっては、必要に応じて、専門の医師又は医療機関による評価を受けることを検討すべきである。

注意欠陥多動性障害の原因となり得る中枢神経系の機能不全が、主治医の診断書や意見書などが記述されている場合には、特別に配慮すべきことがあるかどうかを確認する。

③ 他の障害や環境的要因が注意欠陥多動性障害の直接的原因ではないこと

ア 他の障害や環境的要因が、不注意、又は衝動性・多動性の直接的原因ではないこと

子供の校内での生活における行動の記録や家庭や地域から寄せられた家庭や地域における生活についての情報、校内委員会等で収集した資料等に基づいて、他の障害や環境的要因が注意欠陥多動性障害の直接の原因ではないことを確認する。その際、必要に応じて、対象となる子供が在籍する通常の学級における授業態度の観察や保護者との面談等を実施する。

イ 他の障害の診断をする場合の留意事項

学習障害や高機能自閉症等が不注意、又は衝動性・多動性の直接的原因であれば、注意欠陥多動性障害と判断することには慎重でなければならない。しかし、学習障害と注意欠陥多動性障害が重複する場合が多いことや、これらの障害の近接性を考慮して、学習障害や高機能自閉症等の存在が推定される場合においても、注意欠陥多動性障害の可能性を即座に否定することなく、慎重に判断する必要がある。

表3-X-(1) 調査事項の例(注意欠陥多動性障害)

以下に掲げる項目、内容はあくまでも障害の程度、状態を正確に把握する上で有益と思われるものを参考例として示したものである。実際の調査においては、障害の状態、地域の実情等に応じて適切な事項を選択し、又は追加する等により独自の調査事項を定めることが大切である。

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教育相談、生育歴、前籍校等
	教育課程	通常の学級を離れた特別の場での特別な指導の必要性
	著しい困難を示す特定の行動の分野	注意の持続、多動、衝動的な行動等
医学的観点	障害の診断	診断名・医学的観点から配慮すべきこと 投薬の状況
心理学的観点	障害の理解	本人・保護者の障害の理解
併せ有する他の障害の有無と障害種		
本人・保護者 の希望	希望する教育の形態	通常の学級における配慮 通級による指導の活用
設置者の受け 入れ体制	支援体制の整備状況	専門家チームや巡回相談員の活用状況 校内委員会を中心とした校内における支援体制整備状況 通級指導教室（注意欠陥多動性障害）の設置の有無

発達障害を含む障害のある児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン

～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～

平成29年3月 文部科学省



○通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭用

1. 通級担当教員の役割

通級担当教員は、校内の教育支援体制の整備に当たって、専門的な見地から助言¹⁷を行います。

(1) 通級による指導を受ける必要のある児童等を早期に発見

通級担当教員は、通級による指導を受けている児童等に対する指導の実施のみならず、校内委員会に参加したり、通常の学級を巡回したりして、通級による指導を受ける必要のある児童等に対して、早期からの支援につなげる役割があります。

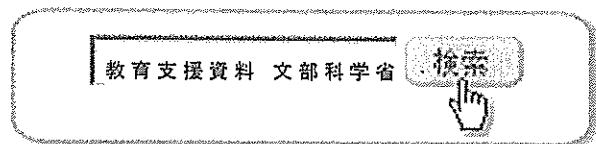
(2) 通級による指導における児童等への指導

通級による指導は、特別支援学校の学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考として実施することとなります。

そのため、通級担当教員は、小・中学校の学習指導要領を理解しておくとともに、特別支援学校の学習指導要領の自立活動の目標・内容についても理解しておく必要があります。自立活動の実態把握から目標・内容の設定の考え方や手続きについては、特別支援学校学習指導要領解説の自立活動編に記載がありますので、必ず把握しておくようにしてください。

個々の障害の状態に応じた具体的な指導方法については、文部科学省が作成した「教育支援資料」等にも記載がありますので、そちらを活用してください。

指導に当たっては、児童等が在籍する通常の学級の担任と同時に、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、児童等に対して作成される個別の指導計画に、通級による指導における指導内容等も記載して、ひいては通級による指導における効果が、通常の学級においても波及することを目指します。



¹⁷ 助言に当たっては、なるべく専門用語を使用しないで、分かりやすい具体的な言葉で説明するよう留意します。

(3) 通常の学級の担任と連携した児童等への支援

通級担当教員は、通常の学級の担任に対して、特別支援教育に関する助言を行うとともに、通常の学級の集団指導の場面において、直接、児童等を支援する場合があります。

その際は、支援する児童等へ個別に関わり過ぎることで、当該児童等が逆に周囲からの孤立感等が生まれないよう、十分配慮する必要があります。

通常の学級の担任から困難を抱えた児童等の状態についての指導方法等について相談されたときは、専門的な観点から分かりやすく説明していくことが望されます。

また、通常の学級の担任が児童等の保護者と連携して支援を検討する際は、補助的な立場から通常の学級の担任への助言を行うとともに、通常の学級の担任や保護者からの求めに応じ、特別支援教育コーディネーターと連携して、専門機関の情報を提供します。

(4) 特別支援教育コーディネーターとの連携

通級担当教員は、校内の特別支援教育コーディネーターと、定期的な情報交換を行い、校内における教育支援体制の状況把握に努めます。

共に通常の学級の担任をサポートする立場にありますので、常に気軽に相談し、協力し合う関係を作つておくことが大切です。

また、通級担当教員は、学校内の支援等を効果的に行うため、特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にします。

また、他校通級や巡回指導において、他校の児童等を指導している場合は、その学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることも必要です。

(5) 校内委員会への協力

通級担当教員は、専門的な知識を有する者として、校内委員会の構成員となります。

特に、通級による指導を受けている児童等の個別の教育支援計画等を作成する際には、積極的に話し合いに参加して、指導・支援の際の役割分担などについて、担当者として提案することが望されます。

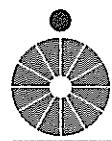
また、他校の児童等を指導している場合は、その学校の校内委員会に協力することも望されます。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説

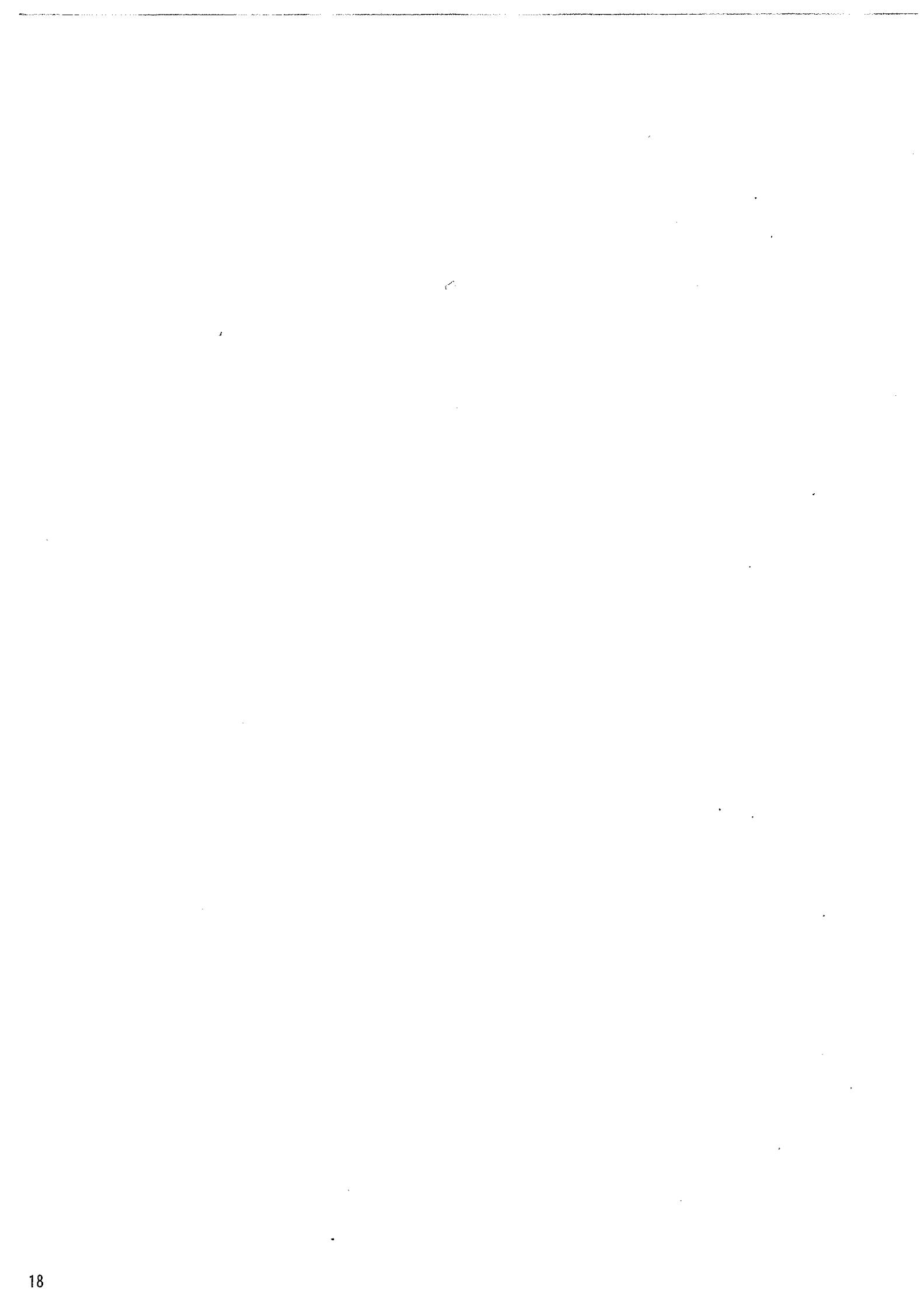
自立活動編

(幼稚部・小学部・中学部)

平成 30 年 3 月



文部科学省



学校・学年	小学校・第3学年
障害の種類・程度や状態等	注意欠陥多動性障害 衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。
事例の概要	集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高めるための指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
<ul style="list-style-type: none"> 学級のルール等について、内容は理解しているものの実際の場面になると、自分がしたいことを優先してしまう場合が多い。 教科学習の理解はよく、習得も速いが、出し抜けに答えたり、友達に伝えたりしてしまう。また、テストでは解答欄を間違えるなどのうっかりミスが多い。 昆虫など小動物が好きで、校庭で見つけると捕まえてくるが、突然、友達の目の前に突き付けて驚かせる。 遊びやゲームなどを面白くする工夫やルールを提案することが得意だが、唐突にルールを変えようとする傾向がある。 人や物にぶつかることが多いが、ぶつかったことに気付かないためにけんかになることがある。 体を動かすことは好きだが、球技など道具を操作する活動が苦手で、ゲームの途中で投げ出してしまうことがある。 約束や決まりを聞いて覚えるより、必要事項を紙面で見ながら説明を聞く方が理解しやすいようである。 突然的な発言で友達を泣かせたことを指摘されてもなかなか謝ることができないことが多いが、落ち着いてから話すと「泣かせたのは僕が悪かったかもしれない」と言う。 最近、失敗した後に「なぜ、うまくいかないのだろう」と失敗した自分を責めるような場面が見られる。 1枚のプリントに数多くの問題があるとすぐに投げ出そうとするが、細かく区切って提示すると最後まで解くことができた。 役割を与えられたり、取組を認められたりすると熱心に活動する。

②-1 収集した情報（①）を自立活動の区分に即して整理する段階					
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	<ul style="list-style-type: none"> 前向きで活動的であるが、最近、少しできない自分を責めるような発言が見られる。 穏やかに話しかけると興奮することが少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 他者のために役立ちたい、他者と関わるという気持ちちは強い。 落ち着いていれば相手の心情を理解できるが、その前に行動してしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> 聞くより見る方が理解しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 人や物にぶつかる、道具を使用することが苦手など、意識的に身体操作をすることに困難がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 相手の立場を意識することが難しく、自分の興味・関心を優先してしまう。

②-2 収集した情報（①）を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階					
<ul style="list-style-type: none"> 学習に関しては高い理解力があり、解答欄を間違うなどのうっかりミスが多い以外は特に問題はない。しかし今後、学習において複雑な思考や過程を必要とする場面が増えることが予想され、できることや失敗が繰り返されることにより、学習に対する意欲が低下する恐れもある。（心） 生活に関しては、周囲の状況を判断することなく興味本位の活動をしてしまい失敗することや、集団や授業におけるルールの大切さが理解できても、実際の場面では守れないことが問題となっている。（人、環、コ） 					

②-3 収集した情報（①）を〇〇年後の姿の観点から整理する段階					
<ul style="list-style-type: none"> 保護者は、衝動的な言動により、高い理解力を生かし切ることができないことや、また、友達との距離が離れてしまうことを心配している。（心、人） 叱責や失敗体験が成功体験を上回ると、学習や生活に対する意欲や自信が低下することが考えられる。（心、人） 本人の特性に応じた配慮が続けられれば、中学校に行っても本来持っている力を發揮することができるだろう。（人、環） 					

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階					
<ul style="list-style-type: none"> 自分の行動がどのような影響を及ぼすのかを想像したり、周囲の人の表情や口調等から読み取ったりして、適切に判断して行動することやルールを守ることなどが難しい。（心・人・環） ルールは知っていても、よくないと気づいた時にすぐに謝罪することが難しい。（人・コ） 					

図13 注意欠陥多動性障害



図13は、注意欠陥多動性障害があり、衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である小学校第3学年の児童に対して、集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高める指導を行うための具体的な指導内容を設定するまでの例である。

まず、①に示すように、実態把握を行い必要な情報を収集した。その際、学習面や対人関係の困難さと共に、本人がうまく対応できた具体的な場面を踏まえて情報を収集するようにした。対象児童は、学級のルール等について、内容は理解しているものの実際の場面になると、自分がしたいことを優先してしまうことがある。また、教科学習の理解はよく、習得は速いが、出し抜けに答えたり、友達に伝えたりしてしまう。また、テストでは解答欄を間違うなどのうっかりミスが多い。約束や決まりを聞いて覚えるより、必要事項を紙面で見ながら説明を聞く方が理解しやすく、役割を与えられたり、取組を認められたりすると熱心に活動する。

次に、①で示している収集した情報を、②-1から②-3までに示す三つの観点から整理した。対象児童の場合は、②-1の観点から、「心理的安定」では、前向きで活動的であるが、最近、少しできない自分を責めるような発言が見られる。また、穏やかに話しかけると興奮することが少ない。「人間関係の形成」では、他者のために役立ちたい、他者と関わりたいという気持ちは強い。落ち着いていれば相手の心情を理解できるが、相手の心情を考える前に行動してしまうことがある。「環境の把握」では、聞くより見る方が理解しやすいという傾向がある。「身体の動き」では、人や物にぶつかる、道具を使用することが苦手など、意識的に身体操作をすることに困難がある。「コミュニケーション」では、相手の立場を意識することが難しく、自分の興味・関心を優先してしまう。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示

②-2の観点から、学習上又は生活上の困難の視点で整理した。対象児童は、学習に関しては特に問題はない。しかし生活に関しては、周囲の状況を把握することはできても、それをもとに判断する前に行動したり、興味本位の言動をして失敗したりしてしまう。また、集団や授業におけるルールの大切さが理解できっていても実際の場面では守れないことなどが問題となっている。そのような失敗体験が多いことから、学習や生活に対する意欲や自信が低下する恐れがある。

②-3の観点から、中学校進学後を想定して整理した。保護者は、衝動的な言動により、高い理解力を生かし切ることができないこと、また、友達との距離が離れてしまうことを心配している。今後、本人の特性に応じた配慮が継続されることにより、中学校でも本来持っている力を発揮できることが期待できる。

上記で把握できた実態をもとに、③に示すように、指導すべき課題を抽出した。対象児童の場合は、自分の行動がどのような影響を及ぼすのかを想像したり、周囲の人の表情や口調等から読み取ったりして、適切に判断して行動することや



第7章
自立活動の個別の
指導計画の作成と
内容の取扱い

<p>④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた状況であれば、相手の表情や口調等から適切な判断ができることが多い、取組を認められると熱心に取り組むことから、衝動的な言動をコントロールできたときにすぐに褒めることにより、徐々に自分の言動をコントロールできるようになることが期待できる。現段階では、落ち着いた場面では適切な行動ができる場面が多くみられるが、少しずつ自信や意欲を失くしかけている場面もみられることから、個別指導や小集団場面で、望ましい行動をとった場面や望ましくない行動をとらなかった場面で、指導者が本人の意欲が高まる方法で適切に評価することが、まずは大切である。 ・視覚的な情報からルールを守ることの大切さを知るとともに、ルールを守ったり衝動的な言動を減らしたりすることで楽しい活動ができる経験を多く積み、自分の身体をコントロールすることで気持ちを安定させる方法を学ぶなどして、衝動的な言動を自分でコントロールする力を高める。 	
--	--

課題同士の関係を整 理する中で今指導す べき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	・通級による指導の場において、成功体験を実感することのできる学習環 境の中で、衝動的な言動をコントロールしながら、望ましいコミュニケーションや円滑な集団参加ができる。

指導目標を達成するためには 必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					コミュニケーション
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	
		(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関するこ と。	(2)他者の意図や感情の理解に関するこ と。(3)自己の理解と行動の調整に 関すること。			(5)状況に応じたコミュニケーションに 関すること。

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント					
<ul style="list-style-type: none"> ・個別や小集団の落ち着いた雰囲気の中で他者とのやり取りができ、適切な評価を受けることができるところから、(心)(3)と(人)(3)と(コ)(5)を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧アである。 ・望ましい言動や自分の言動を客観的に見る経験が少ないところから、(人)(2)と(コ)(5)を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧イである。 ・常に自分の気持ちを安定させたり、衝動的になりそうな場面で落ち着いたりする方法を知り、自分に合った方法を身に付けるために、(心)(3)と(人)(2)(3)を関連付けて設定した具体的な指導内容が、⑧ウである。 					

選定した項目 を関連付けて 具体的な指導 内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
	ア	イ	ウ
	ア 小集団において、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む。	イ 学校の中で起こる様々な場面をビデオや絵で見て、その場面を、登場人物の気持ちを考えながら演じたり、ビデオ撮影等で自分の言動を客観的に見たりしながら、適切な行動を、その理由と共に話し合う中で理解する。	ウ 気持ちを安定させるために、身体を自分で適切にコントロールできるようになる。

図 13 注意欠陥多動性障害



ルールを守ること、またルールを知っていても、よくないと気づいた時にすぐに謝罪することが難しいことを課題として抽出した。

さらに、③で示している抽出した指導すべき課題同士の関連を整理し、④に示すように、中心的な課題を導き出した。対象児童の場合、落ち着いた場面では適切な行動ができる場面が多くみられたり、取組を認められると熱心に取り組んだりすることができる。一方、少しずつ自信や意欲を失くしかけている場面もみられることから、個別指導や小集団の指導において、適切に自分の言動をコントロールできた場面を捉え、指導者が本人の意欲が高まる方法で適切に評価することが、まずは大切である。本人が理解しやすい視覚的な情報を使って、ルールを守ることの大切さを知るとともに、ルールを守ったり衝動的な言動を減らしたりすることで楽しい活動ができる経験を多く積み、自分の身体をコントロールすることで気持ちを安定させる方法を学ぶなどして、衝動的な言動を自分でコントロールする力を高めることを中心的な課題とした。

これまでの手続きを経て、⑤に示すように、「通級による指導の場において、成功体験を実感することのできる学習環境の中で、衝動的な言動をコントロールしながら、望ましいコミュニケーションや円滑な集団参加ができる」という目標を設定した。

この指導目標を達成するためには、衝動的な言動を自分自身でコントロールする方法を知り、取り組む力を持つことが必要であることから、⑥に示すように、「心理的安定」の「(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。」「人間関係の形成」の「(2)他者の意図や感情の理解に関するここと。」「(3)自己の理解と行動の調整に関するここと。」「コミュニケーション」の「(5)状況に応じたコミュニケーションに関するここと。」を選定した。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示

⑥で示している選定した項目を相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定した。対象児童の場合、⑦に示すように、個別や小集団の落ち着いた雰囲気の中での指導すれば、他者とのやり取りができ、適切な評価を与えることができると考えられる。そこで、「心理的な安定」の(3)、「人間関係の形成」の(2)(3)及び「コミュニケーション」の(5)とを関連付けて、⑧アに示すように「小集団において、ルールを守ることや負けた時の対応方法などを身に付けるため、簡単なルールのあるゲーム等に取り組む」という具体的な指導内容を設定した。また、さらに、自分の気持ちを安定させたり、衝動的になりそうな場面で落ち着いたりする方法を知り、自分に合った方法を身に付けるために、「心理的な安定」の(3)と「人間関係の形成」の(2)(3)とを関連付けて、⑧ウに示すように「気持ちを安定させるために、身体を自分で適切にコントロールできるようになる」という具体的な指導内容を設定した。

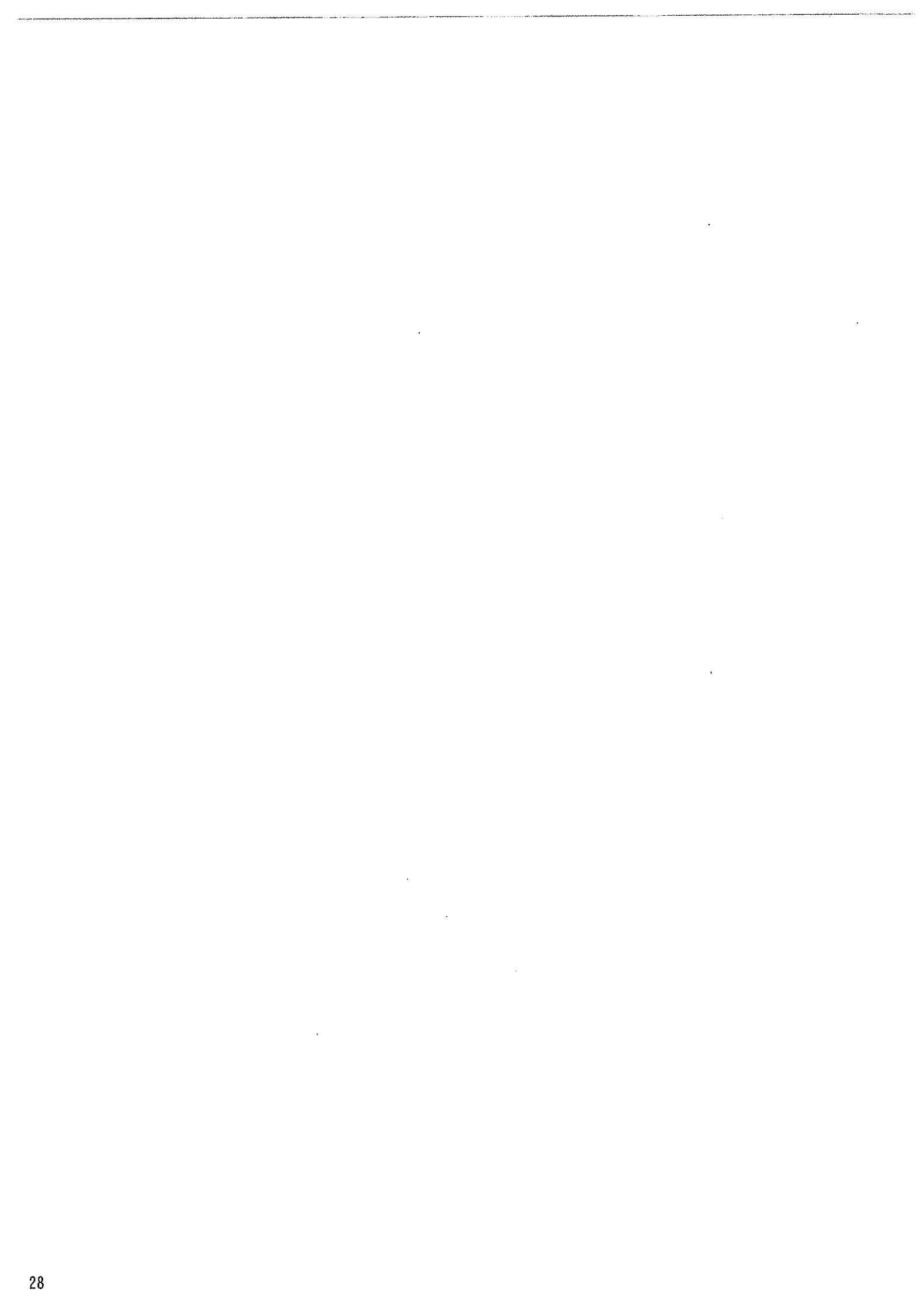


発達障害に関する通級による指導
担当教員等専門性充実事業 実践事例集

平成30年9月

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課





受託機関名：福井県教育委員会

実践事例：中学校

対象教員の通級による指導経験年数 7年（教員の経験年数 7年）

指導例：中学校3年生（自閉症スペクトラム、A D H D、協調性発達運動障害）

1. 通級による指導担当教員の専門性のポイントとそれを身に付けるための研修体制

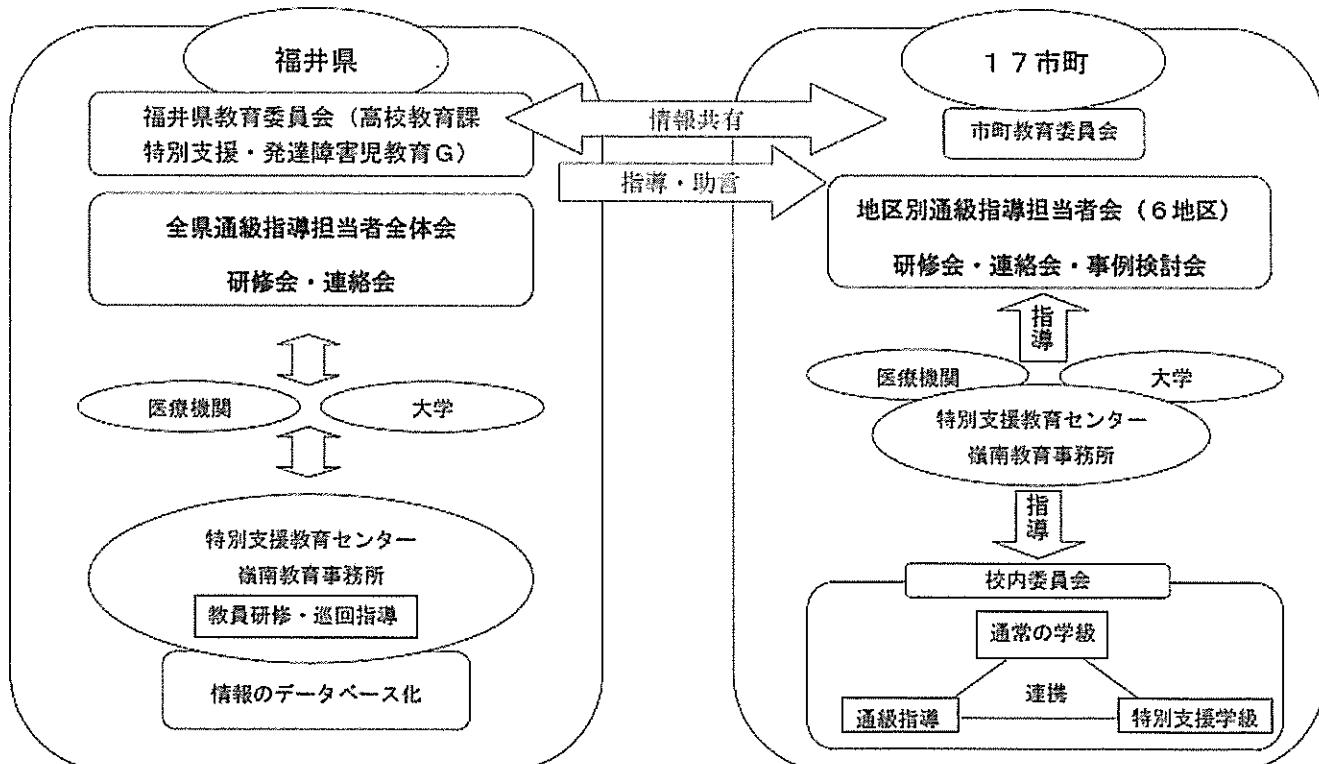
○専門性のポイント

福井県の通級による指導形態は巡回指導方式であり、指導内容の充実や通級による指導担当教員（以下、「通級指導担当者」という。）と通常学級担任等との連携が特に課題となっている。本事業の取組において、以下の事項を通級指導担当者の専門性のポイントとして捉えた。

- ・児童生徒の支援のポイントを絞り、学校内、保護者、外部機関等との効果的な連携ができる。
- ・児童生徒の日常の様子や発達検査等の結果から、適切なアセスメントを行うことができる。
- ・対象の児童生徒の状況に応じて、支援や指導を変更・調整することができる。
- ・指導後の評価と指導内容の見直しを適切に行うことができる。

これらの専門性の向上を図るため、次の図のような体制で研修等を行った。

○研修体制について



①全体研修と地区別研修

全体研修と少人数での研修を行う地区別研修を実施した。全体研修では、管理職、通級指導担当者ならびに通常学級担任を対象に、通級による指導の要である自立活動について研修を行った。地区別研修では通級による指導実施校を会場として、通級指導担当者、市町教育委員会指導主事、通常学級担任等に授業研究会や事例検討会を実施した。

授業研究会では、通級による指導において児童生徒の特性に応じた実態把握や目標・指導内容の設定、授業の展開について研究協議を行った。事例検討会では、通級指導担当者がICT機器活用や通常学級との連携などの事例をもちより、よりよい実践につなぐことができるよう協議・検討を重ねた。協議の内容は県全体の研修会で情報共有を行い、有効な支援や連携の在り方について理解を深めた。

これらの研修によって、学習障害や自閉症スペクトラム障害のそれぞれの特性に対し、障害の理解と支援について知見を深めることができた。医療機関や専門家からの障害特性による学習のつまずきについての理論的な内容は、児童生徒の苦手さや困難さの理解と、自己肯定感を高めるために得意なことを活かすという有効な指導・支援の在り方の理解に大変参考になった。これらの視点で日々の指導ができるよう、個別の指導計画を活用する意義についても確認した。

自立活動は、日々実践する中で、児童生徒がその持てる力を十分発揮できるようにしなければならない。そのため、地区ごとの事例検討や授業研究会では、個別の指導計画を参考にしながら、支援の有効性や見直しについて協議を行った。授業研究会では、特に初めて担当する教員からは「とても参考になった」との意見が聞かれた。

【事業で実施した研修一覧】

H28	研修名	内容
1	学習障害のアセスメント	小学生の読み書きスクリーニング検査(STRAW)の活用について
2	通常の学級との連携	通級による指導を通常学級で活かすために、通級による指導で求められる力量について
3	学習障害について	特異的発達障害診断・治療のための実践ガイドラインを活用した学習障害のアセスメントと指導内容について
4	タブレット端末の活用について	通級による指導で一人一人の特性に応じた指導支援ができる機器活用について、読み書きや計算に関するアプリの活用について
5	読み障害について	学習障害の研究者から「読み」に関する障害の原因や障害を改善・克服するための手立てについて
6	書き障害について	学習障害の研究者から「書き」に関する障害の原因や障害を改善・克服するための手立てについて
7	タブレット端末を活用した実践例の報告会	それぞれの指導に活かす各自の実践について発表し、意見交換を行う
8	授業研究および指導・支援の事例検討会	6地区ごとに授業研究会・事例検討会を行い、通級による指導の在り方について協議を行う

H29	研修名	内容
1	各学校における通級による指導	管理職や通級指導担当者に通級による指導の概要と在り方について

2	通常学級で活用できる読み書きに困難のある子どもへの早期把握・早期支援	多層指導モデルMIMについて理解を深め、通級による指導に活かす
3	通級指導における自立活動について	自閉症スペクトラム障害の特性や支援方法と通級における自立活動について
4	通常学級担任による通級による指導の連携について	児童生徒の困難さを軽減するために、通常学級と通級による指導の円滑な連携について
5	通級による指導に活かすタブレット端末および音声教材	アプリやデイジー図書などの音声教材の活用について
6	通級による指導に活かす教材・教具	通級による指導で活用できる教材・教具について情報交換
7	実践報告会	一人一人の実践について報告を行う
8	授業研究および指導・支援の事例検討会	6地区ごとに授業研究会・事例検討会を行い、通級による指導の在り方について協議を行う

【実施した研修例】

○障害特性に関する研修「学習障害」「読み」「書き」(H28)

「通級における自立活動」(H29)

- ・研修対象者 通級指導担当者
- ・研修の目的 障害特性を理解し、指導・支援に活かす
- ・研修の実施者 福井県教育委員会
- ・研修の時期 5月～7月
- ・研修の内容 障害による特性を理解し、指導・支援のねらいや内容について学ぶ
[参考テキスト]「特異的発達障害 診断・治療のための実践ガイドライン」(診断と治療社 編集代表：稻垣真澄 2010)
- ・研修の方法 講師を招いての研修

○通常学級との連携に関する研修(H28)(H29)

- ・研修対象者 通級指導担当者、通常学級担任
- ・研修の目的 通常学級との有効な連携を行う
- ・研修の実施者 福井県教育委員会
- ・研修の時期 8月
- ・研修の内容 通常学級で通級指導における支援が活かせるように有効な連携の在り方について学ぶ
- ・研修の方法 講師を招いての研修、グループ協議

○授業研究および指導・支援の事例検討会(H28)(H29)

- ・研修対象者 通級指導担当者、通常学級担任、市町指導主事
- ・研修の目的 授業研修会、事例検討会を通して、指導支援の専門性の向上を図る
- ・研修の実施者 福井県教育委員会
- ・研修の時期 6月～1月

- ・研修の内容 個別の指導計画をもとに各自取り組んでいる事例や授業について協議検討を行う
- ・研修の方法 グループ協議、助言者による指導・助言

○実践事例報告（H28）（H29）

- ・研修対象者 通級指導担当者
- ・研修の目的 各自の実践事例を発表し、今後の指導に活かす
- ・研修の実施者 福井県教育委員会
- ・研修の時期 2～3月
- ・研修の内容 個別の指導計画をもとに各自取り組んでいる事例や授業について協議検討を行う
- ・研修の方法 グループ協議、助言者による指導・助言

②タブレット端末を活用した指導方法の充実

学習を支援するツールとしてタブレット端末を整備し、学習障害や自閉症スペクトラム障害の指導・支援に有効と思われる教材等を導入した（表1）。平成29年度は新たにデジタル教科書を取り入れ、読み書きの困難さのある児童生徒や自閉症スペクトラム障害の児童生徒に対して、焦点化やイメージ化を容易にするツールとして活用した。これらの実践は、データベース化し福井県の特別支援教育センターホームページに掲載する。

表1 通級による指導タブレット端末 ソフトウェア一覧

学習支援 アプリ	<ul style="list-style-type: none"> ・いーリーダー ・音韻認識力をはぐくむ！ひらがなトレーニング ・かな・かな ・はじめてのかたかな for iPad ・久我弘美先生のひらがなもじれんしゅうちょう ・書き取り漢字練習 ・ローマじチャレンジ ・こども脳機能パランサー for iPad ・時計組み立てパズル有料版－楽しく学ぶ！時計の読み方 ・わかる！算数小学1～4年 for iPad
デジタル教材	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度版小学校教科書準拠教科書学習者用「国語デジタル教科書」3～6年 ・東京書籍 学習者用デジタル教材 NEW HORIZON 1～3年中学校（リスニング・ドリル、スピーキング） ・東京書籍 教科書クイズApp 小学校1年～中学校3年生

③通常学級担任が活用することができる手引き書の作成

通級による指導が通常学級で活かされるためには、学校全体の理解が不可欠であるが、通級による指導について、単なる学習の遅れを取り戻すための個別の指導であると誤解している通常学級担任も少なからずいることから、通級による指導の本来の意義を周知する必要性がある。そこで、通常学級担任向けの手引き書「通級による指導サポートブック」を作成し、市町教育委員会の指導主事会議や特別支援教育コーディネーター連絡協議会で周知し、校内の研修に活用できるようにする。

○今後の研修体制

異動や近年の通級指導担当者の増員により、通級による指導を初めて担当する教員も少なくない。そのため、特に1年目の通級指導担当者には、発達障害や自立活動に関する基礎的な研修を行うとともに、特別支援学校のセンター的機能や、特別支援教育センターの支援などを活用するなどし、通級による指導に対する知識・理解、児童生徒のアセスメントが行えるようにしたい。また、通級による指導の捉え方が学校によって違うこともあり、通級指導担当者は学校の実情に合わせた動きを求められる。そのため、個別の指導計画の作成・活用、校内・外部機関との連携、保護者との連携がお互いに円滑に行われるよう、平成29年度に作成した「通級による指導のサポートブック」を活用していく。学校による差がないよう、市町教育委員会との連携も図っていく。

【研修計画】

実施者	対象者	時期	内容	回数
県教育委員会	通級による指導初任者	5月	・アセスメント、個別の指導計画の作成・活用	年1回
通級指導担当者研究会	通級指導担当者 実施校管理職	5月	・通級による指導について (概要説明)	年1回
県教育委員会	通級指導担当者	6月～1月	・地区別授業研究会・事例検討会	年2回×6地区
特別支援教育センター	通級指導担当者、特別支援学級担任	7月	・通級指導教室、特別支援学級経営に関する実践	年1回
県教育委員会	通常学級担任	8月	・通級による指導と担当者との連携	年1回
県教育委員会	通級指導担当者	10月	・発達障害の特性に応じた自立活動について ・ICT機器を活用した指導支援	年1回
県教育委員会	通級指導担当者	1月	・教材教具情報交換会	年1回
県教育委員会	通級指導担当者	2月	・事例報告会	年1回

【事業で実施した実践例を踏まえた今後の研修内容】

◆1年目の通級指導担当者対象

○医学から見る発達障害の特性の理解と指導方法

- ・目的 診断や療育の視点から発達障害を理解し、有効な支援を検討し指導を行う
- ・内容 学習障害、自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害など医療現場での取組みについての研修
- ・効果 資料や文献等からの知識だけでなく、診断に関わっている専門家からの講義を受けることで、発達障害に関する理解をより深めることができる。療育での具体的な事例を知ることで、通級指導教室の指導の参考になる。

○アセスメント研修

- ・目的 通級指導の対象となる児童生徒の実態把握、指導支援を適切に行う。
- ・内容 学習障害、自閉症スペクトラム障害におけるアセスメントについての研修
- ・効果 指導支援の効果を明確に捉えるために数値化することで、対象児童生徒の有効な支援となっているかの目安とする。エビデンスにより、対象児童生徒や保護者、通常学級担任にも支援についての理解を求めやすい。また通級指導担当者の効果的な指導についての評価にもつながる。

◆全通級指導担当者対象

○授業研究・事例検討会

- ・目的 個別の指導計画に基づいた支援が行えるように、授業研究や、実践事例の協議・検討を行う。
- ・内容 地区ごとに授業研究会・事例検討会では、個別の指導計画に基づいたアセスメント、指導の目的、指導内容について、指導案の検討や授業の展開について児童生徒の対応から協議を行う。
- ・効果 授業を見ることは、初めて通級による指導を担当する教員にとっては大変参考になる。授業を通して、対象児童生徒の特性の捉え方や指導・支援の方法について協議し、それが担当する児童生徒の指導・支援に活かすことができる。事例検討会では、実践に関する成果や課題を明らかにしていくことができ、対象児童生徒の中心課題に迫り、支援の工夫や方法を検討し合うことで、それぞれの資質向上を図ることができる。これらの事例をデータベース化することで、担当している児童生徒の実態に似た事例を検索でき、通級による指導の参考になる。

○事例のデータベース化

- ・目的 一人一人の学び方に応じた指導・支援を行い、通級による指導の指導実践を蓄積する。
- ・内容 新たな通級指導担当者の指導・支援の参考とするため、事例検討会で協議された実践事例をデータベース化し事例を蓄積する。
- ・効果 発達障害の特性に応じた指導・支援のヒントを得ることができる。自立活動の指導に有効な教材教具をヒントに一人一人に応じた適切な支援を行うことができる。

◆その他（管理職、通常学級担任など）

○通級による指導の概要研修

- ・目的 学校全体で通級による指導を効果的に行うことができるよう、体制の整備充実を図る。
- ・内容 管理職や通常学級担任を対象に校内体制、個別の指導計画の活用、自立活動の内容について研修を行う。また広く特別支援教育に関する理解・啓蒙を行う。
- ・効果 校内の理解や特別支援教育に関する体制が整備され、一人一人の学び方に応じた支援を行うことができる。

2. 拠点校における通級による指導担当教員の取組【実践事例】

○学校種：中学校

○通級による指導の経験年数：7年

○教員の経験年数：7年

○事業実施前に身に付けていた専門性と身に付けたかった専門性

福井県の発達障害に関する研修や福祉との連携、発達検査に関する講演で得た知識を実践の中に取り入れていたが、読み書き障害またはそれが疑われる状態の児童生徒と関わることが増え、対応に悩むことが多かったため、学習障害に関する研修を受講した。

さらに、通級指導担当者の校内での役割、円滑に通常学級と連携するノウハウ、中学校における発達障害のある生徒の自立活動について等、通級指導担当者としての専門性を深く身に付けたいと思っていた。

○事業実施中に受けた研修内容

- ・アセスメント研修
- ・読み書きに困難のある子どもへの支援
- ・読みの苦手な児童の理解と支援
- ・通常の学級との連携
- ・通級指導担当者による実践発表
- ・書き障害について
- ・多層指導モデルMIMを用いた実践
- ・地区別研修

○専門性向上に役立った研修等

発達障害の診断を行っている医師や、大学教授による読み書き障害に関する講演を実際の指導に生かすことができた。書き障害のある子どもに対し、単に練習を繰り返させるのではなく、困難さをカバーするための支援機器等をいかに使いこなすか、特に周りの目が気になる年齢において、児童生徒の思いを考慮しながら合理的な配慮を考えいく必要性を学んだ。また、通級による指導の開始前に、クラスでの生徒観察、小学校から引き継いだ情報、学級担任からの聞きとりなどにより、実態把握を十分に行うようになった。

児童生徒の状態像を捉えるときには、苦手なことだけに目を向けるだけではなく、得意なことや興味のあることのほか、本人の思いも把握する必要がある。児童生徒の良さを本人に伝えたり褒めたりする機会を増やすようになったが、褒められ認められる機会が増えることで、児童生徒の学習意欲の向上や情緒的な安定が見られた。

また、研修で得た情報や知識を特別支援教育支援員や他の教員に周知するなど、生徒を取り巻く環境の改善に努めている。

2-1. 学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法

(1) 実態把握について

進路についての思いや、現在の困り感、通級による指導に望むことなどを本人から聞きとる時間を設けているほか、学級担任と連携しクラスでの様子を聞き取ることや、保護者に家の様子を聞き取ること等を通して生徒を取り巻く環境を把握している。さらに、放課後に生徒、学級担任と話をする機会を設け、学級内での振り返りを実施する。

(2) 指導目標の設定

福井県独自の「子育てファイル（支援のための様式集）」にある実態把握のための基礎調査票や特性のレーダーチャートを記入し、生徒の困難な点や得意な点を整理して捉え、さらに日々の生徒観察による事態把握や個々の発達検査等アセスメントをもとに指導目標を設定。

(3) 適切な評価

通級による指導の中で、毎月本人による評価を実施している。また、学期を前半後半に分け、生活面や学習面の色々な観点で自分を分析する時間を設けている。これは、短い期間で自己分析を行い、生徒の意欲づけにつなげるためである。学期末には、生徒が通級指導教室で取り組んだ活動や様子をまとめ、通知表として保護者に渡している。また、保護者との面談において、家学校で今行っている支援・指導が適切であるか、次の課題について話し合いを実施している。

2-2. 通級による指導の担当教員と通常の学級の担任との連携

通級による指導での毎回の様子を記録し回覧している。学級担任だけではなく、校長、教頭、教科担任、特別支援教育コーディネーター、支援員に回覧することで、生徒の頑張りや今後の課題などを周知する。回覧をもとに生徒の支援について話し合うなど、生徒理解の1つのツールとしている。

生徒名:	日時:	6月6日(月) 3校時	教科:	自立活動(数学)
活動内容:	①平方根フラッシュカード、平方根の大小 ②SST(休日の過ごし方) ③バランストレーニング			
生徒の様子:	平方根は、家庭教師の先生と予習しており、ルートをつければ表したり、平方根の大小の比べ方を自分で説明したりできました。ワークのやり残しが溜まっていたので、いくつか取り組みました。 「前の日に勉強をしていて、寝るのが遅くなった。あまり寝てない」とぼやいていました。勉強を始める時間帯が遅かったこと、ぼんやりしながら勉強し時間がだけが過ぎていたこと等を確認し、いつの時間帯に勉強できる時間があつたか振り返りました。金曜日にまた声かけしようと、良い調子で取り組んでいます。  			

また、休養室の机に発達障害に関する書籍を置き、他の教員に見てもらえるようにした。書籍には、校内にいる特別な支援を要する生徒に当てはまる特性が書かれたページを選び、付箋をはっている。これにより、特別な支援を要する生徒の様子について教員間で情報を共有するようになり、特性を理解した上で話や指導をする教員が増え、学校全体で支援を行う環境づくりに寄与することができた。

指導例

○対象児童生徒：中学校3年生 Aくん

自閉症スペクトラム、A D H D、協調性発達運動障害の診断がある中学校3年生男子生徒Aくん。小学校では特別支援学級に入級していたが、中学校では保護者と本人の希望により、通常学級に在籍し通級による指導を受けることになった。

Aくんはイライラが蓄積された状態にあるときに、周囲とトラブルになることがあるため、心の安定を保つ活動を実施した。また学習面において、Aくんは小学校の特別支援学級や中学校の通級による指導の中で「集中できる環境で先生に聞ける時間があるならば、勉強がはかどる」ということを経験し、個別の学習の良さを感じていた。

1. 学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法

(1) 単元目標「自己理解を促し、健康の維持について考えることができる」

自立活動の項目と区分

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 健康の保持 | (4) 健康状態の維持・改善に関すること |
| 2 心理的な安定 | (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること |

2年生の後半からAくんの体重増加が問題になってきた。Aくんは運動があまり得意ではなく体を動かすことも好きではないが、自分の健康状態を自己管理する能力は必要不可欠である。Aくんが生活で楽しく余暇活動として取り組めるような体力作りトレーニングとして、10秒同じポーズを保つバランストレーニングを実施した。



この際、自宅にいるようなリラックスした感覚を持ってもらえるよう、教室に柔らかい綿のマットをひいた。ストップウォッチで時間を計り、「10秒続いた!」「あと2秒!惜しい!」など分かりやすい形で即時評価を行った。トレーニングの内容は保護者にも伝え、家でも実施をお願いした。少しずつ長い時間バランスがとれるようになり、その感覚をつかむと、「もっと〇〇したらバランスがとれる。」などの振り返りができるようになっていった。

通級による指導の終わりには、保健室に体重を測りに行き、結果をグラフ化した。定期的に保健室へ行くことで養護教諭による保健指導が行われ、生活習慣について考える時間を持つことができ、本人から「夜ご飯の量を少し減らそうかな。」「塾まで歩いてみよう。」などの意欲的な言葉が増えたほか、水泳やウォーキングをするなど、学校外での運動も増えた。

(2) 単元目標「自分の取り扱い説明書を作成し、自分の得意不得意とその対応法を理解することができる」

自立活動の項目と区分

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 2 心理的な安定 | (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること |
| 3 人間関係の形成 | (3) 自己の理解と行動の調整に関すること |

高校進学にあたって、移行支援を行うことはAくんに了承を得ており、高校へ伝えてほしい情報をスライドにまとめる活動を行った。この活動は、通級で行ってきた自己理解の活動の集大成となった。今までの自分を振り返り、得意なことやイライラしたときに周りにどんな対応をしてほしいか等をまとめた。(同時期にアンガーマネジメントの指導も実施していた。)

考えた内容をパソコンに打ち込みながら話すことで、落ち着いて自分自身と向き合うことができた。また、周囲に自分を知ってもらうには、どのような言葉で伝えるべきかを考えることができた。

2. 発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」

○計算用の用紙の使用

Aくんは字を小さく書くことが難しく、狭いスペースに書こうとすると混乱しやすい。そこで、数学のプリントやワークの計算をするときには、計算用の紙を用意しそこに書かせるようにした。丁寧に書くことも大切であるが、Aくんの特性を考慮すると、正しく計算し答えを導きだすことが本人にとって学習意欲の向上につながると考えた。本人はもともと四則計算が得意であり、書く場所を特定せずに自由に計算できることで、「この紙があると、計算が確実にできる。」と意欲をもって取り組むことができた。

○タブレット端末の使用

書字の負担を減らし数学の問題に楽しく取り組めるよう、タブレット端末で数学のアプリを使い予習復習を行った。書字を伴う反復練習は好まなかつたが、アプリでは次々に選択肢から答えを選ぶという内容で、集中を持続させながら問題のパターンに慣れるということができた。楽しく何回も解答することで自信をつけることができた。

3. 通級による指導の担当教員と通常の学級の担任との連携

(1) パソコン・ワープロソフトでの課題提出

学級担任は、Aくんが文字を書いたり、文章で表現したりすることに困難さがあることを感じていた。そこで卒業文集の作文を書くという在籍学級での課題において、担任はAくんとの話し合いを経て、パソコンのワープロソフトでの課題提出を許可した。得意なパソコンを使えることになり、Aくんは「書きたいことが浮かんできた。」と嬉しそうに話した。

苦手な小さい原稿用紙のマス目に書くことが心配の種であり、それが解消することで、意欲を高めることができたのであろう。無事に卒業文集の作文を提出することができ、Aくんの成功体験の一つとなった。

(2) 移行支援資料の作成

高校でも本人の特性を細かく理解してもらった上で指導にあたってもらうため、移行支援シート（資料）を作成した。

移行支援シートには、個別指導での状況だけでなく教室での様子や本人の特性をより細かく記述した。移行支援シートのベースは通級指導担当者が記入し、その後保護者や学級担任と話し合い、それぞれの立場から見たAくんの様子や高校につなげるとよい情報を書き加えた。

【移行支援シート】

これまでの成長・発達の様子や変化

記入日 [2017/03/15]
記入者 []

(人とのかかわり・社会性)

・・・（中略）・・・自分の気持ちを表現することが苦手と感じているようです・・・（中略）・・・授業中に寝てしまうことや、相手の真意が分からず言葉通りに受け止めカッとなって手がでてしまうことが何度もありました。・・・（中略）・・・怒りを安全にはき出すアンガーマネジメントを通級指導教室で学びました。・・・（省略）・・・

(コミュニケーション)

相手とどのように話したらいいか、どんな話題がいいのか迷い、コミュニケーションをとることが苦手だと感じているようです。本人が困っているときや、自分の気持ちをうまく伝えられないときには、付箋を使って整理したりマインドマップを書いたりして話をまとめていくと、状況を整理して考えられます。・・・（省略）・・・

(興味・こだわり)

学校生活を送る上でのこだわりは特にありませんが、見通しを持って活動するためのお手本や見本、時間設定の指示、目標の提示等があると、意欲的に取り組めることが多いです。

(不注意)

ほんやりとしているときには声かけをして活動を促してきました。指示を簡潔にしたり具体的にしたりすると、本人に伝わりやすく受け入れやすいようです。

(多動性・衝動性)

話したいことがあると次々に話したり、話題が飛んだりすることがあります。

(学習面・運動面、その他感覚等)

音に敏感などころがあるので、・・・（省略）・・・

書くことが苦手で、字の形を整えることや筆圧を調整することが難しいです。・・・（中略）・・・パソコンで打ち込むと言葉が浮かんでくるそうです。

(知的障害の有無) (身体について)

知的な遅れや身体的に配慮しなければならないことは特にありません。

これまでの支援内容・方法、工夫や配慮したことなど（教材・環境設定・働きかけなどの工夫や対応など）

記入日 [2017/03/15]
記入者 []

・書くことが苦手ですがパソコンならば打ち込みながら考えられるという本人の特性から、卒業文集や課題の一部をワードで打ち込んで良いことにすると、提出できるときがありました。
・コミュニケーションの取り方について、通級指導の時間で教員とロールプレイングを行ったり、印象の良い話し方や聞き方を学んだりしました。通級では静かな環境で落ち着ける場として、気持ちを整理させる時間をとっていました。

引き継ぎ後も配慮してほしいことなど（これまでの支援で伸びたことやこれからも伸ばしてほしいことなど）

記入日 [2017/03/15]
記入者 []

・気持ちが落ち着かない様子が見えるときには・・・（中略）・・・本人の言葉を促すように話を聞くと、冷静に考えることができます。
・次から次に威圧的に話されると、どうすればよいか分からず固まってしまうことが多いです。
・多くの文字数の作文をしなければならないときには・・・（中略）・・・今後本人の話も聞きながら、書くことの代替措置が必要なときはご検討をお願いしたいです。
・黒板の板書を視写することが得意ではないので、黒板を見ながら覚えたり考えたりすることができます。

保護者から引き継ぎ後の生活に関する希望や配慮してほしいことなど（これからの学校生活での心配のことなど）

記入日 [2017/03/15]
記入者 []

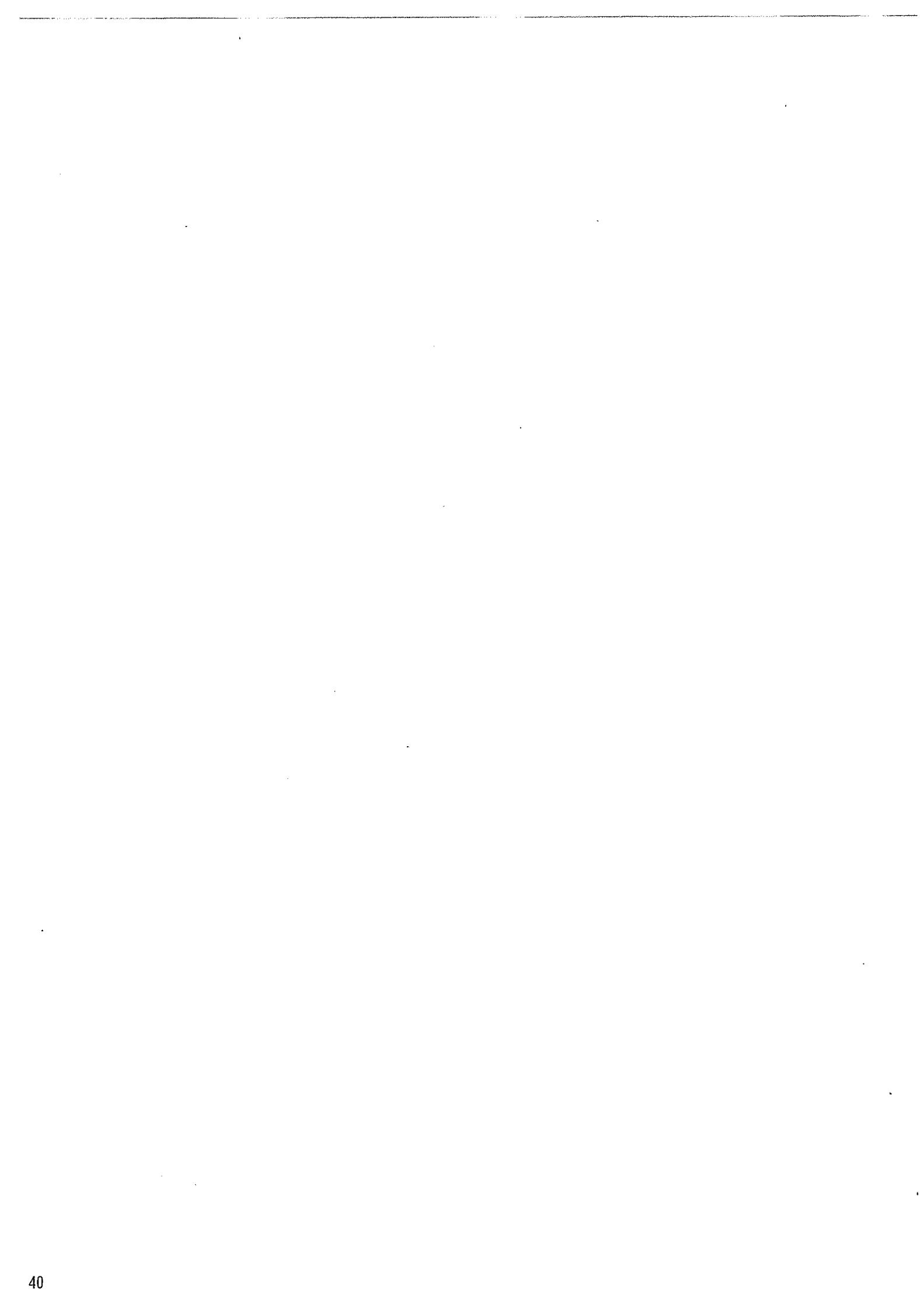
・怒って衝動的に手が出てしまう時があるかもしれないことを知っておいてほしいです。そのため学校や医療との連携をとっていきたいと思っています。・・・（省略）・・・
・信頼できる人やクールダウンできる空間の確保をお願いします。・・・（省略）・・・

※ この移行支援シートおよびこれまでの支援に関する添付の資料に記載されていることについて承認します。また、このシートおよび添付資料を、今後の支援に活用する目的において、支援関係者に提供することに同意します。

年 月 日

署名

印



(改訂第3版)

通級による指導の手引

－解説とQ & A－

文部科学省 編著

{ }

第2章 「通級による指導」 Q&A

1 教育課程 ······	25
Q 1 「通級による指導」とはどのような指導ですか。 ······	25
Q 2 「特別の教育課程」の編成は誰が行うのですか。 ······	26
Q 3 教育課程の一部に「替える」場合、通級による指導を受けたことにより、「替える」対象となる教科等を受けたこととみなすのですか。 ······	27
Q 4 高等学校の選択教科・科目として「自立活動」を行うことは可能ですか。 ······	27
Q 5 高等学校における通級による指導の単位認定は、誰がどのように行うことになりますか。 ······	28
2 指導対象 ······	29
Q 6 対象となる児童生徒について教えてください。 ······	29
Q 7 知的障害のある児童生徒を通級による指導の対象としているのはなぜですか。 ······	29
Q 8 通級による指導が必要な児童生徒かどうかの判断は、誰がどのようにして行うのですか。 ······	30
Q 9 特別支援学校や特別支援学級に通っている児童生徒は、通級による指導を受けることができますか。 ······	31
Q 10 知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒で言語障害を伴っている場合があります。この児童生徒が言語障害の通級指導教室に通うことはできますか。 ······	31
Q 11 不登校の児童生徒は通級による指導の対象となりますか。 ······	32
Q 12 通級による指導を受けていた小学生が進学した場合、引き続き小学校の通級指導教室で指導を受けることはできますか。 ······	32



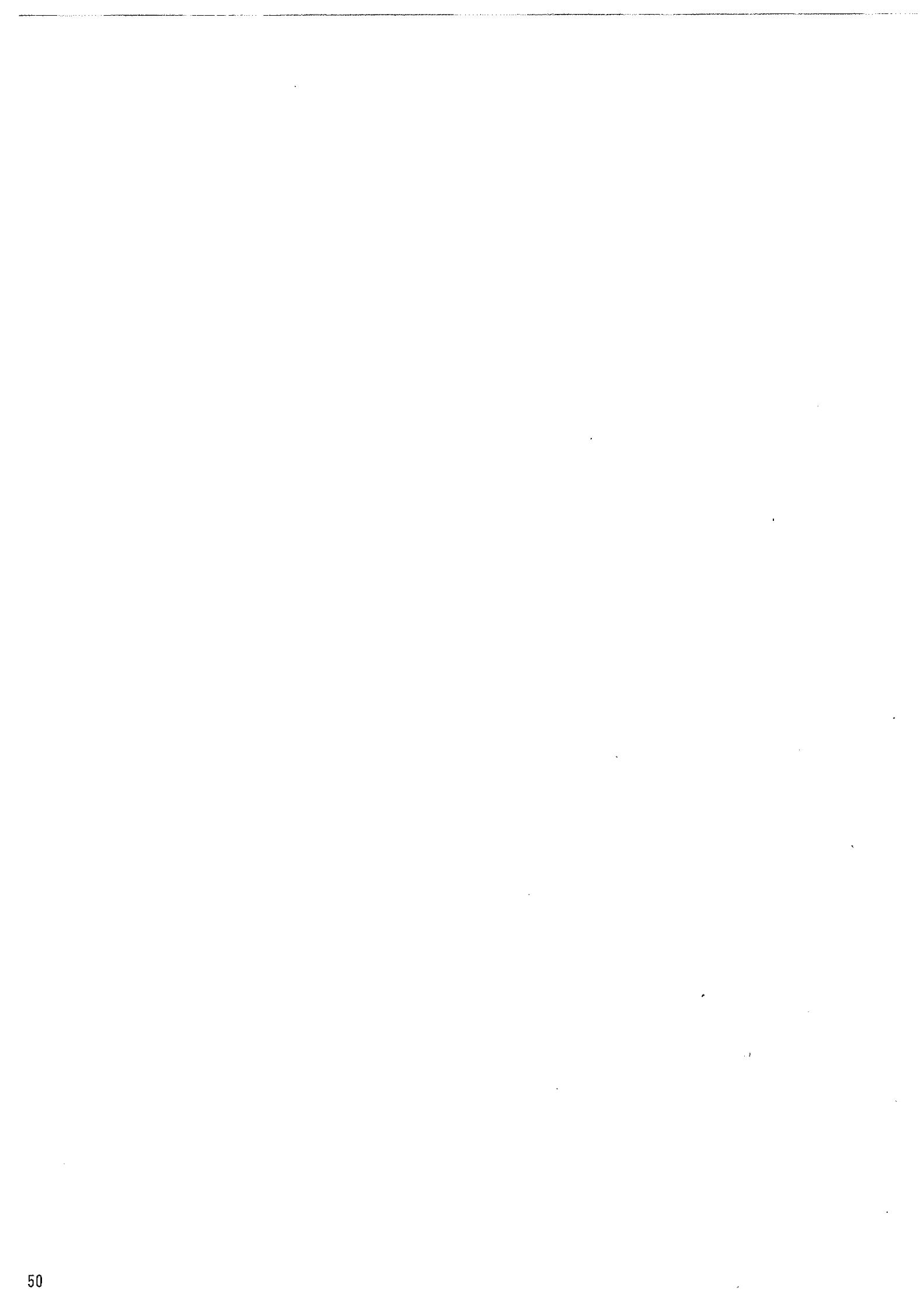
3 指導内容・方法	34
(障害種ごとの指導内容)	
Q13 言語障害の場合の指導の内容について教えてください。	34
Q14 自閉症の場合の指導の内容について教えてください。	35
Q15 情緒障害の場合の指導の内容について教えてください。	36
Q16 弱視の場合の指導の内容について教えてください。	36
Q17 難聴の場合の指導の内容について教えてください。	37
Q18 LDの場合の指導の内容について教えてください。	38
Q19 ADHDの場合の指導の内容について教えてください。	40
Q20 肢体不自由の場合の指導の内容について教えてください。	41
Q21 病弱及び身体虚弱の場合の指導の内容について教えてください。	42
(高等学校の専門学科等における指導内容)	
Q22 高等学校の専門学科における通級による指導の在り方について教えてください。	42
Q23 高等学校の総合学科における通級による指導の在り方について教えてください。	43
Q24 高等学校の定時制の課程における通級による指導の在り方について教えてください。	44
Q25 高等学校の通信制の課程における通級による指導の在り方について教えてください。	45
(指導方法等)	
Q26 通級による指導を行うに当たり、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用する必要がありますか。	46
Q27 通級による指導は個別指導になるのですか。グループ指導があるとすればどのような内容ですか。	49
Q28 一人の教師が二つ以上の障害種を担当することは可能ですか。	50



Q29 同じ時間に同じ場所で異なる障害種の二人以上の児童生徒を指導することはできますか。 ······	50
Q30 通級による指導を受けることによって通常の学級での授業が受けられない場合、それをどのように補つたらよいでしょうか。 ······	51
Q31 「各教科の内容を取り扱いながら」とは、具体的にどのような指導を意味するのですか。 ······	52
Q32 自校通級、他校通級、巡回指導それぞれの実施に当たり留意すべき点について教えてください。 ······	54
 4 指導時間・時期·····	57
Q33 通級による指導を行う時間として、特定の教科等の授業時数のすべてを充当してもよいですか。 ······	57
Q34 通級による指導を放課後等に行ってもよいですか。 ······	57
Q35 夏休み等の期間中に通級による指導を行ってもよいでしょうか。また、それを授業時間数に算定することはできますか。 ···	58
Q36 他校通級をする場合、通学に要する時間は通級による指導の時間としてカウントすることができますか。 ······	58
Q37 保護者との面談、児童生徒が在籍する通常の学級等の担任等との連絡、ケース会議等に要する時間は、指導時間とは考えられませんか。 ······	59
Q38 通級による指導を年度途中で開始又は終了することはできますか。 ······	59
Q39 小・中学校でLD・ADHDについて認められている月に1時間程度の指導は、高等学校でも認められるのでしょうか。 ···	60
 5 通級指導教室の開設·····	61
Q40 通級指導教室は、学級の一つとして考えてよいでしょうか。 ······	61
Q41 自校に空き教室がない場合でも通級による指導を行うことは	



できますか。	61
Q42 通級指導教室を設けるに当たり、教室環境の整備は、どのように行えばよいでしょうか。	62
Q43 自校に通級指導教室を設置する場合の留意点はどのようなことですか。	70
Q44 特別支援学級を利用して通級による指導を行うことはできますか。	71
Q45 一つの学校に、特別支援学級と通級指導教室が併存することは可能でしょうか。	71
Q46 特別支援教育センターなどに通級指導教室を設置することはできますか。	72
Q47 特別支援学校に通級指導教室を置くことは可能ですか。	72
Q48 通級による指導を必要としている子供が、A校では2人、B校では3人、C校では5人というように、各学校における対象児が少ない場合、通級指導教室を設けるには、どのような工夫が考えられますか。	73
Q49 通級による指導の成果を生かすために、通常の学級と通級指導教室との連携をどのように図っていく必要がありますか。 ..	73
Q50 学校経営に通級指導教室を位置付けるには、どのようにしたらよいでしょうか。	74
Q51 教育委員会として、通級指導教室の開設はどのように進めたらしいでしょうか。	76
 6 通級指導担当教師	78
Q52 通級による指導の担当者としてどのような力が求められますか。 ..	78
Q53 新任の教師を通級による指導の担当者としても差し支えありませんか。	78



Q54 通級による指導を行う教師は教員免許状を有していることが 必要ですか。そうだとすればどのような免許を所有しておか なければならないでしょうか。 ······	79
Q55 通級による指導を複数の指導者で行う場合、すべての指導者 が教員免許状を有していることが必要ですか。 ······	79
Q56 通級による指導の担当教師の研修はどうなるのでしょうか。 ···	80
Q57 通級による指導を行う教師に、特別支援学校の教師が指導・ 助言を行うことは差し支えないでしょうか。 ······	81
 7 巡回による指導 ······	83
Q58 通級による指導の担当教師が巡回による指導を行うことはで きますか。 ······	83
Q59 巡回による指導を行う場合の児童生徒の人数は、どのくらい が適当でしょうか。 ······	83
Q60 特別支援学校の教師が巡回による指導を行うことは可能で しょうか。可能であれば、どのような手続きが必要ですか。 ···	84
Q61 巡回による指導を行う場合、担当教師の旅費は支給されますか。	84
 8 指導に関する記録等 ······	86
Q62 通級による指導を受けている児童生徒の指導要録には、どの ような内容を記述すればよいのでしょうか。 ······	86
Q63 通級による指導を受けていることの進路（進学・就職等）先 への引継ぎに当たっては、どのような配慮が必要でしょうか。 ···	87
 9 災害共済給付 ······	88
Q64 他校へ通級する途上の児童生徒の事故は災害共済給付の対象 になりますか。 ······	88



小学校・中学校
通常の学級の
先生のための

手引き書

通級による指導を通常の学級での指導に生かす

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 編著



使い方

本手引き書では、通級指導教室に通う小学校3年生の児童と、その担任の先生を中心とした一年間の取組を、ストーリー仕立てにしています。

取組のプロセスの中で、特に重要な項目を以下10の項目に定めています。各項目を一年間の流れに沿ってPDCAサイクルで示したもののは8ページにあります。

はじめから順に読み進めて頂いてもよいですし、必要な項目からお読み頂いても結構です。

- ① 「通級による指導の理解と教育課程の編成等」
- ② 「的確な実態把握」
- ③ 「個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用」
- ④ 「情報交換・情報共有の工夫」
- ⑤ 「授業参観等の活用」
- ⑥ 「通級による指導を通常の学級に生かす工夫」
- ⑦ 「保護者、関係機関との連携」
- ⑧ 「研修」
- ⑨ 「管理職のリーダーシップ」
- ⑩ 「教育委員会による体制整備」

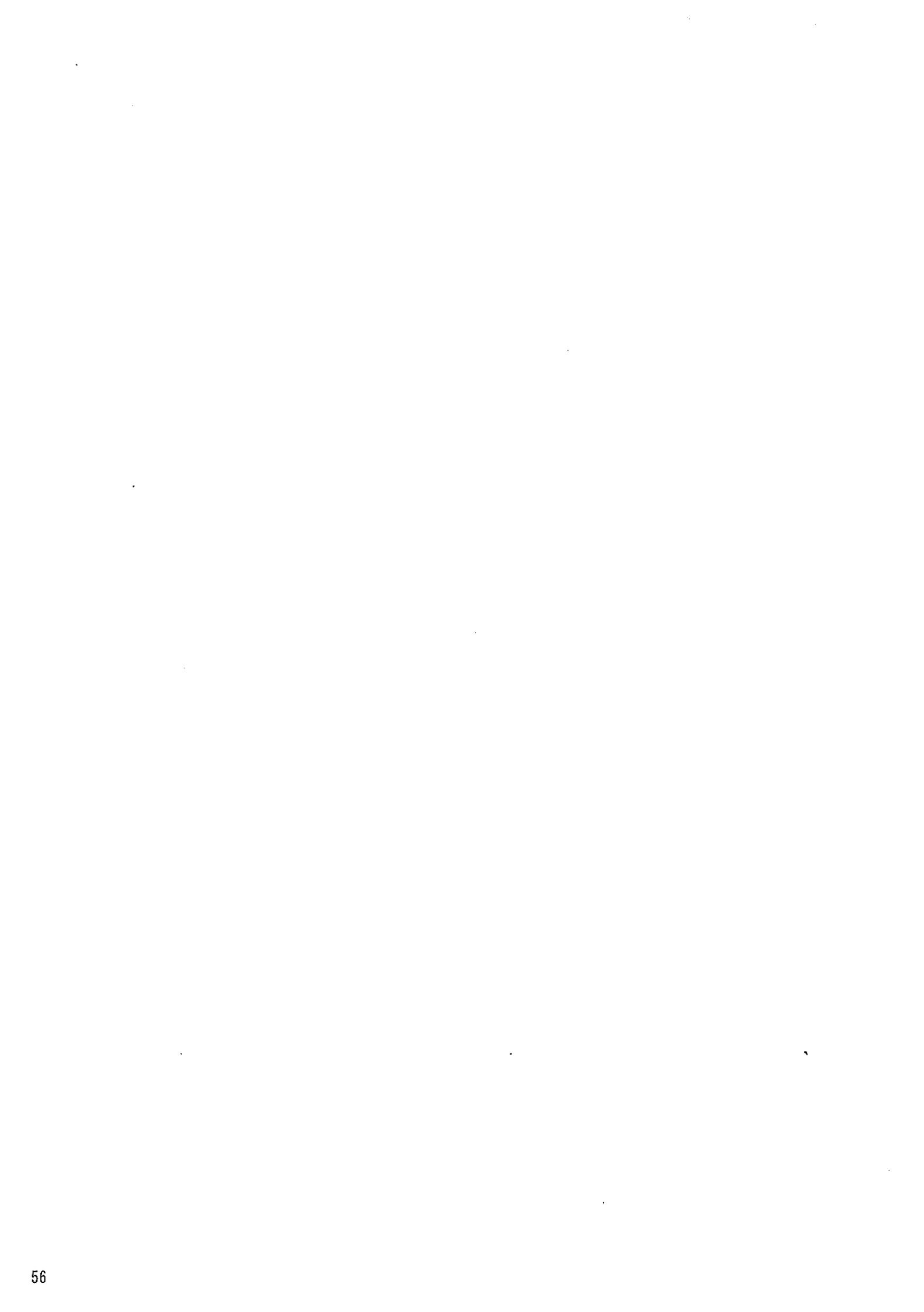
なお、各項目に付いている年間の計画や実施例は9ページにありますので、各学校において年間の計画を立てる際の参考にしてください。

本手引き書は、これまで通級による指導などについて詳しく知る機会の少なかった「通常の学級の先生」に読んで頂ければとの思いから、「気軽に手に取ることができる」「親しみやすく・読みやすい」をコンセプトに作つてきました。

①⑩の項目は、通常の学級の先生を直接対象にしたものではありませんが、チームの一員として不可欠な管理職や教育委員会の方々に、重要なポイントが一目でご理解頂けるようにしています。

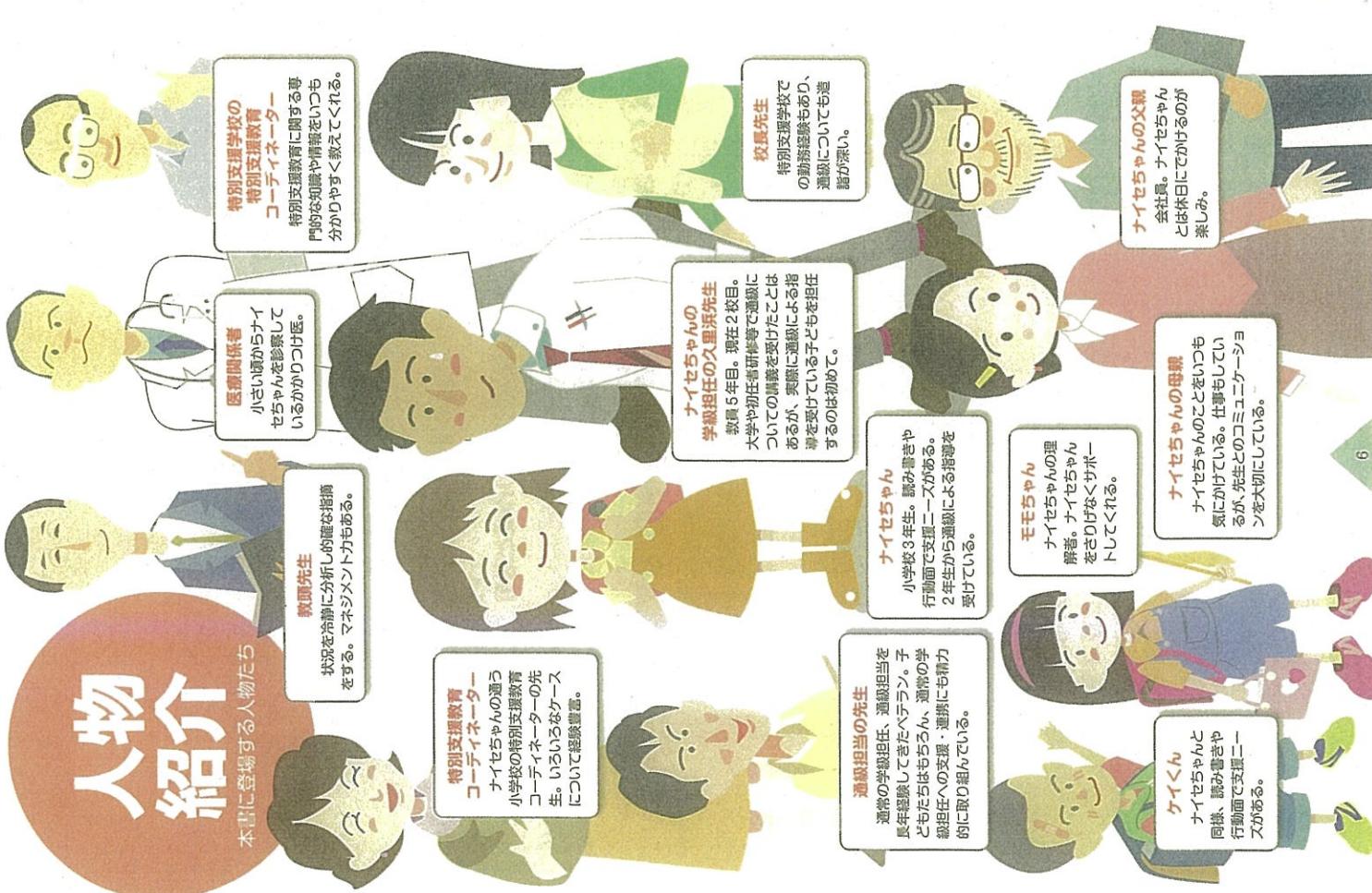
目次

●はじめに	2
●使い方	4
●目次	5
●人物紹介	6
●プロローグ	7
●年間イメージ概観	8
●「手引き書」各項目に沿った「のびのび小学校」の年間計画や実施例	9
●通級による指導の理解と教育課程の編成等	10
第1章	
第2章	実態把握、個別の指導計画等の作成と活用
① 的確な実態把握	18
② 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用	22
第3章	通常の学級担任と通級による指導の担当者等との連携・協働
① 情報交換・情報共有の工夫	28
② 授業参観等の活用	32
③ 通級による指導を通常の学級に生かす工夫	38
④ 保護者、関係機関との連携	46
⑤ 研修	52
第4章	管理職及び教育委員会の方々へ
① 管理職のリーダーシップ	56
② 教育委員会による体制整備	60



人物紹介

本書に登場する人物たち



プロローグ

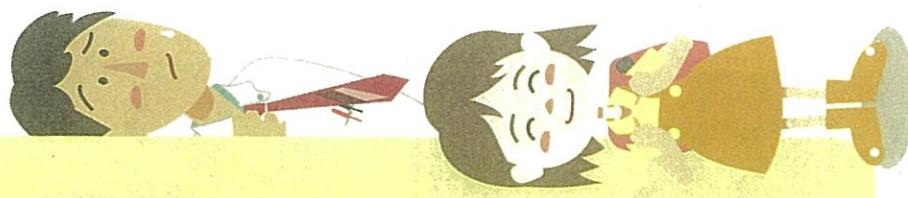
ナイセちゃんはひびのひ小学校に通う3年生の女の子です。LD傾向とADHDの診断があり、学習面では、読み書きのつまづきがみられます。行動・生活面では、忘れ物や注意が逸れることがよくあります。似たような状態は他の児童にもみられ、あまり目立ちません。

こうした学習面や行動・生活面でのつまづきもあり、自信を失いつつあるナイスちゃんです。困ったことがあるつともなかなか言い出せなかつたり、自分の言いたいことを周囲に伝えられなくなったりしています。友だちに声をかけられれば楽しく遊ぶこともできますが、自分から話しかけることができず、一人でいることもあります。クラスメートは、ナイスちゃんをおとなしい性格の子と捉えています。

また、授業場面で音読がスムーズにできなかつたり、忘れ物が多かつたりすることもあります、よく理解してくれている友だちがいる反面、お世話をやきすぎる子や、からかう子も出でてきています。なお、自校に設置されている通級指導教室には、昨年度から週に2時間通っています。

ナイセちゃんの学級担任である久里浜先生は、27歳の男性で教員5年目です。現在2校目で、のびのび小学校には今年度から勤務しています。通級による指導については、大学や初任者研修等で学んだことがあります。前任校にも通級指導教室はありましたが、担任した学級で利用している児童はいませんでした。前任校では小4～6年を担任し、小3は初めてです。久里浜先生の学級の児童は、30名です。

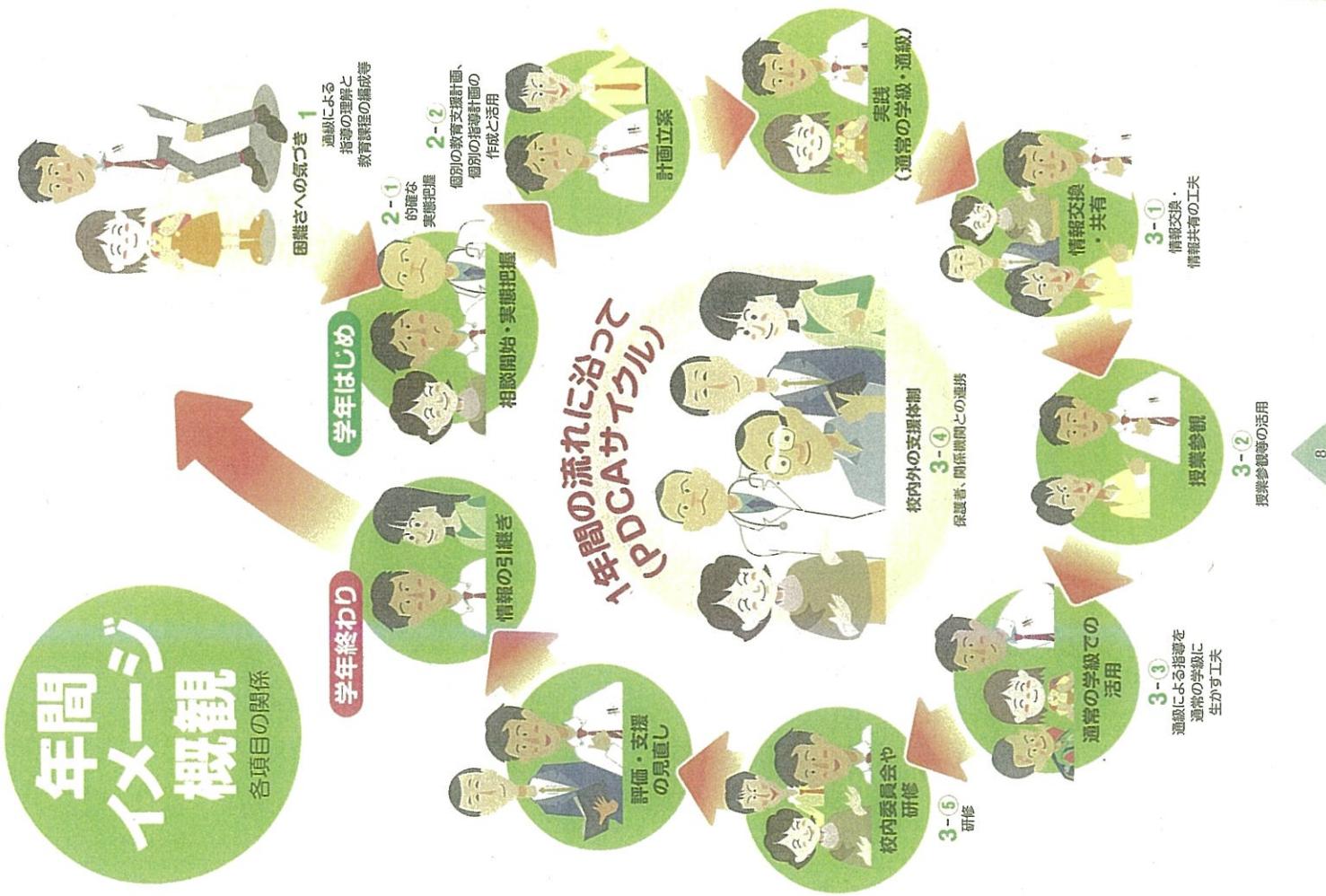
4月早々からにぎやかな学級のため、久里浜先生は落ち着いた学級づくりに精一杯毎日です。





「手引き書」各項目に沿った「のびのび小学校」の年間計画や実施例

卷之三



① 実態把握、個別の指導計画等の作成と活用

一的確な実態把握－的確な実態把握－

課題の背景は様々。子どもたちの姿から、関係者の話から学ぼう！

－的確な実態把握に基づいた指導・支援－

子どものことを、よく理解したいことは思うけれど…そして、理解するためには、子どものことをよく見たらいいと言われたけれど…具体的にどうしたらよいのか分からず、不安だな。
自分が見取った姿が、偏った見方にならないかとも気になるな。

的確な実態把握をして、一人一人に合った指導・支援ができるようになります。

久里浜先生

ここで
の
ポイント

- 子どもの言動は、全て「子どもたちのメッセージ」
- 子どもを取り巻く、できるだけ多くの人のどもに情報収集
- 困難さの背景や本人の得意などこころ、長所を把握

校長先生

目の前の子どもの姿が出発点

適切な指導や必要な支援を行うために的確な実態把握をすることが欠かせません。ただ、最初から十分な情報がない場合もあります。また、子どもの姿は常に変わっています。「理解したつもり」にならないことが大事です。これまでの記録を大事にしながらも、今、**目の前の子どもの姿を多くの人と共有していくことから始めましょう。**人によつて見方が違うのは当たり前。多様な見方の中に、支援のヒントが隠れています。保護者からの情報も定期的にもらえるとよいです。

- 何の課題に取り組んだのか？
- 課題によって取り組み方に違いはあるの？
- 意欲的に取り組める課題は何か？

なにを

- いつ課題に取り組んだのか？
- いつ、その言動は見られたの？そして、今も続いているの？等

どこで

- どこで課題に取り組んだのか？
- 取り組む場所によって違いはあるの？等

だれと

- だれと課題に取り組んだのか、友だちとの間わりの様子はどうだったか？
- 取り組む人によって違いはあるの？等
- 課題に取り組んでいる様子は？自主的に取り組めているの？気になることの頻度は？
- 取り組んだ結果を、本人はどう受け止めているかな？等



実態把握のことが少し分かり、自分でも、日常の姿から、子どもを理解していくのが湧いてきたけど…。ただ、自分で把握するのは難しいなあ…。

学びの過程において考えられる困難さ

そんな時、校内のコーディネーターの先生に相談してみました。コーディネーターの先生は、久里浜先生の不安も受け止めてくれ、久里浜先生のクラスだけでなく、学校全体で子どもたちの実態を捉えるための取組を提案してくれることになりました。

提案すると、子どもの実態の捉え方に悩んでいた先生は久里浜先生だけではないことも分かりました。また、各教科等の学びの過程において考えられる困難さについて、通級担当の先生が、**小学校学習指標要領解説を参考に、チェックしてみるとよいことを助言してくれ、全校で確認してみることになりました。**



特別支援教育
コーディネーター
久里浜先生

学びの過程において考えられる困難さ

教科等	<input type="checkbox"/> 文章を目で追いながら音読することの困難さ
国語	<input type="checkbox"/> 自分の立場以外の視点で考えたり他人の感情を理解したりすることの困難さ
	<input type="checkbox"/> 声にして発表することや人前で話すことへの不安
社会	<input type="checkbox"/> 地図等の資料から必要な情報を見つけ出したり、 <input type="checkbox"/> 社会的事象への興味・関心のなさ

小学校学習指標要領解説を参考として

ケース会議で実態把握

学びの結果だけでなく、**学びの過程に注目**することで、これまで気が付かなかった子どもたちの困難さに、より気付くことができるようになりました。ナイセちゃんもその一人です。

久里浜先生は、早速「文字の読み書き」につまずいているナイセちゃんへの配慮や指導・支援を行なうと思いましたが、ナイセちゃんの実態に合った最適な方法を、具体的に思いつくことができませんでした。

そこで、久里浜先生は、通級担当の先生と一緒に会議を開いてくれました。今回のメンバーは、同学年イネーターの先生と通級担当の先生が中心でしたが、書写専科の先生やナイセちゃんの前担任も加わってくれることになりました。

